

石小／教職員スタンダード

社会人として

- 1 身だしなみ
※身だしなみとは、身の回りについての心掛けである。衣服や頭髮を整え、態度をきちんとすることである。
 - ・相手に不快感を与えることなく、清潔感があり、場所や立場に応じた身だしなみが求められる。
- 2 挨拶、言葉遣い
※社会人のマナーの基本は、挨拶と言葉遣いである。
 - ・挨拶は、人間関係を円滑にし、丁寧な言葉遣いは、相手への気遣いである。
 - ・感謝の言葉は人間関係を良好にする。
- 3 時間・期限厳守
※社会人としての常識である。
 - ・遅刻は、相手の時間を奪い、提出期限を守らないことは、信用を失うことにつながる。
- 4 清掃、整理整頓
※清掃によって、謙虚な人・気付く人になり、感動の心や感謝の心が育まれ、整理整頓によって、仕事を効率化し、成果を挙げる。
 - ・清掃とは、きれいにし、整理とは、不要な物を減らし、整頓とは、見た目を整え、配置することである。
- 5 公私の区別、責任ある行動
※人を育てることを仕事としている教員は、「先生」と呼ばれ、高い倫理観が求められる。また、子供や保護者との信頼関係の上に教育は成立する。
 - ・公私混同や誤解される言動は、学校や教育に対する信用失墜行為に当たる。
 - ・業務上知り得た情報について、その取扱いには細心の注意を払う。
- 6 健康管理
※「自分の健康は、自分で守る」ことを意識する。「予防は治療に勝る」ということで、定期的な健康診断と日々の生活習慣の見直しと改善を図る。
 - ・一次予防として「健康増進と発病予防」、二次予防として「病気の早期発見と早期治療」である。
 - ・ストレスマネジメントについても意識する。



公務員として

【服務の根本基準／地方公務員法第30条】

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

【服務の宣誓／地方公務員法第31条】

職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

【法令等及び上司の命令に従う義務／地方公務員法第32条】

職員は、その職務を遂行するに当って、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

【信用失墜行為の禁止／地方公務員法第33条】

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

【秘密を守る義務／地方公務員法第34条】

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

【職務に専念する義務／地方公務員法第35条】

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

【公務員の4つの制限】

- ①政治的行為の制限
- ②営利企業等の役員の兼業の制限
- ③他の事業又は事務への関与の制限
- ④自ら営利企業を営むことの制限

【研修／地方公務員法第39条】

職員には、その勤務能力の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。

- 2 前項の研修は、任命権者が行うものとする。

教育公務員として

【この法律の趣旨／教育公務員特例法第1条】

この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、教育公務員の任免、人事評価、給与、分限、懲戒、服務及び研修等について規定する。

【研修の機会／教育公務員特例法第22条】

- 1 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
- 2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 3 教育公務員は、任命権者の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

職員の職務に係る倫理の保持

【ハラスメントの防止】

ハラスメント(セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等)は、個人の尊厳と人格を不当に侵害し、職員の執務能率や職場秩序に悪影響を与える。

- ハラスメントに当たるかどうかは、自分の尺度ではなく、その行為を受けた者が不快に感じるかどうかである。
- 保護者、卒業生等との関係においてもセクシャル・ハラスメントが起こり得る。
- 誤解を招く言動のないよう留意する。
- 児童生徒へのセクシャル・ハラスメントは、将来にわたり癒しがたい影響を与える問題であり、絶対にあってはならないことである。

【児童生徒とのメール等の適正使用】

児童生徒と教職員間での電子メール等による私的な連絡は厳禁である。

- 非常時や緊急時など、やむを得ず児童生徒の携帯電話や電子メール等に連絡する場合は、事前又は事後に管理職に報告が必要である。
- 電子メール等の使用時には、児童生徒と一対一のやりとりにならないように同報連絡などで回避策を講じる。
- ※メール等のツールは便利だからこそ、使い方を誤らないようにする。

【公金等の適正処理・管理】

会計事務の業務から内部統制システムの取組を実行する。～複数の目でチェックを～

- 会計担当者任せにせず、所属全体で会計事務の適正処理・管理に取り組む。
- 支払い期限の確認、公印や通帳等の適切な保管など、基本事項を遵守する。
- 不適正な事務処理等は、適正な学校運営への支障に加え、関係業者・市民の市政への信頼を損なうことを認識する。

【飲酒運転の根絶】

飲酒運転は、教職員の信頼を損ねる行為であり、重い懲戒処分が下され、氏名が公表される。また、酒席会場に車両で乗り入れないなど、自己の行動一つで、飲酒運転は根絶できる。

○飲酒運転根絶の日：5月22日

○飲酒運転根絶運動の日：毎月5月22日

※飲酒運転追放「3ない運動」

- ☐ 飲んだら乗らない
- ☐ 乗るなら飲まない
- ☐ 乗る人には飲ませない

【交通事故の防止】

交通事故は、被害者に大きな損害を与え、職員本人の生活も崩壊しかねない。また、心のダメージが大きいだけでなく、被害者の治療や事故の解決までに時間がかかる。

○思いやり運転

- ・自分を優先させる意識を抑えて譲り合う。
- ・子供、高齢者、自転車、バイクを見たら減速又は一時停止する。
- ・高齢者ドライバーに配慮して運転する。

○危険予知運転

- ・前を走る車が急ブレーキをかけるかもしれない。
- ・交差点で一時停止無視の車が飛び出すかもしれない。

○防衛運転

- ・車間距離を維持する。
- ・早めに点灯する等、自分を目立たせ相手に気付かせる。

※忘れずに運転免許証、車検等の有効期間の確認を！

※交通事故を起こしたら

- 1 道路交通法により運転者がとるべき義務
☐ 救護(救急)措置 ☐ 警察署への報告 ☐ 警察官の指示に従う
- 2 自動車保険会社への連絡
- 3 職場(石巻小学校)への報告

【体罰の禁止】

体罰は、学校教育法第11条で禁止されている行為である。

○体罰は、児童生徒の人間として尊厳を損なうものである。

- ・正常の倫理観を養うことはできない。
- ・力による解決への志向を助長させる。
- ・いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。
- ・児童生徒の心身に深刻な影響を与える。

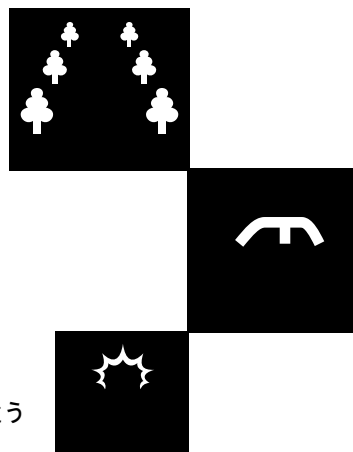
○体罰は指導ではない。「指導方法の一つ」「指導の一環」ではない。

- ・指導において、いかなる場合も体罰は許されない。
- ・体罰を受けた児童生徒の気持ちを考える。
- ・指導等で困難を抱えた場合や体罰を見かけた場合には、躊躇せずに管理職や他の教員等へ報告・相談する。

【個人情報の適正管理】

個人情報が外部に漏れた度合いの影響や被害は深刻である。

- 個人情報を許可なく職場の外に持ち出さないこと。



- 許可を受けて持ち出す場合であっても、放置するなどせず慎重に管理すること。
- SNS のアプリケーションの利用に際して、取扱いには細心の注意を払うこと。
- 生成 AI 使用時に個人情報の入力には慎むこと。

【公務外における非違行為の防止】

- 私生活上の行為でも、県民から不信や誤解を招く行為は、信用失墜行為として懲戒処分の対象となる。
- 他人を脅かす又は尊厳や人格を侵害する行為は厳禁である。
(盗撮行為、痴漢行為、ストーカー行為、傷害など、将来にかけて癒しがたい影響を与える行為である。)
- 他人の財産を不当に損ねる行為は厳禁である。
- 飲酒時における信用失墜行為にも注意する。「記憶がない」「覚えていない」では済まされない。

【多重債務問題への対応】

- 無計画、余裕のない返済計画による借金やクレジットカードの利用は多重債務を招く。
- 返済が困難になると、職員としてのモラルや職務に影響を及ぼす可能性が大きくなる。
- 早期の相談と対処が肝心である。

石巻市民憲章

【平成 20 年 4 月 1 日制定】

太陽の恵みを受け、太平洋と北上川に育(はぐく)まれた「日(ひ)高見(たかみ)の国(くに)」。
わたしたちは、この美しい郷土を愛し、笑顔あふれる希望のまちをつくり伝えるため、ここに市民憲章を定めます。
◇まもりたいものがある それは 生命(いのち)のいとなみ 豊かな自然
◇つたえたいものがある それは 先人の知恵 郷土の誇り
◇たいせつにしたいものがある それは 人の絆(きずな) 感謝のこころ
◇わたしたちは 石巻で生きてゆく 共につくろう 輝く未来

子供の学びを支援する 5 つの提言 ～自立した学習者の育成を目指して～

【宮城県教委員会／平成 5 年策定】

- 1 子供の声を受け止め、適切な支援をすることで、安全・安心に学べる環境をつくりましょう。
安全・安心な居場所は、子供が充実した生活を送るための土台となります。子供の声を受け止め、個に応じた適切な支援をすることで、教師と子供、子供同士の良好な人間関係づくりに努めるなど、安全・安心に学べる環境をつくりましょう。
- 2 子供をほめること、認めることで、やり抜く力を育てましょう。
子供をほめるときには、子供が努力したことを具体的にほめることが大切です。努力を認めることで、更なる意欲を引き出し、難しいことにも挑戦しようとする気持ちや、目標に向かって努力し続ける気持ちを育てましょう。
- 3 子供が様々な学び方を知り、主体的に学習ができるように支援することで、学びに向かう力を育てましょう。
子供が様々な学び方を知り、経験することで、見通しを持って学習に取り組んだり、学びを自己調整したりすることができるようになります。子供自身が学びの計画を立て、自由な発想で ICT を活用できるようにするなど、自立した学習者として学び続けられるように支援し、学びに向かう力を育てましょう。
- 4 自分の考えを発表したり、交流したりする活動を充実させることで、深い学びにつなげましょう。
自分の考えを発表したり、交流したりすることで、一人一人のよい点や可能性が生かされ、異なる考え方が組み合わせられ、子供の学びが豊かになります。子供が習得・活用・探究という学びの過程で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、深い学びができるように支援しましょう。
- 5 家庭学習の質的向上を図るとともに、読書の時間を増やす働き掛けをしましょう。
起床時刻、学習を始める時刻、就寝時刻を定めるなど、生活リズムを整えながら家庭学習の時間を確保するとともに、子供自身が課題を設定したり、ICT を効果的に活用したりするなど、家庭学習の質を高められるように働き掛けましょう。また、家庭や学校で読書の時間を設定するなど、子供が読書に親しむ機会の充実を図りましょう。

学びを支える A B C

【石巻市教育委員会】令和 6 年 3 月

- A 子供の気持ちに寄り添い、ほめ、良好な人間関係づくりに努めましょう。
子供の立場に立って考え、子供との信頼関係を築きましょう。また、良い行いをほめ、望ましい行動や成功体験を増やし、安心できる学校環境を整えましょう。
- B 学びのユニバーサルデザイン (UDL) の視点に立った授業づくりをしましょう。
一人一人が自分に合った方法で学ぶことができるよう、いろいろな課題を提示して取り組ませましょう。ICT 機器も積極的に活用させましょう。
- C 自ら学ぶことができる力を育てましょう。
子供の活動を大切にした授業展開を心掛け、進んで学ぶことができる素地づくりに努めるとともに、家庭学習・読書活動を推進していきましょう。

当校教員注意要項

【石巻尋常高等小学校／第 11 代校長・錦織玄三郎先生、明治 42 年制定】

- | | | | |
|----------------|-------------|-------------|--------------|
| 1 手ぶらで教えよ。 | 2 対話的に教えよ。 | 3 少しずつ教えよ。 | 4 劣等性を愛せよ。 |
| 5 教育のために勤めよ。 | 6 先整頓して始めよ。 | 7 躰方を先にせよ。 | 8 言葉遣を丁寧なせよ。 |
| 9 洒掃應對を實地に教えよ。 | 10 児童と遊べ。 | 11 全校に目を注げ。 | 12 級風を作れ。 |
| 13 自己の缺點短所を知れ。 | 14 品格を保て。 | 15 舊習に泥むな。 | 16 児童にまけるな。 |
| 17 事務は第二にせよ。 | | | |

チェックしてみませんか、あなたの(教師)の人権意識

【宮城県教育委員会／人権教育指導資料等より】

- 1 共生の心を持って接していますか。
- 2 子供の多様性に配慮していますか。
- 3 子供を一人の対等な人間として大切にしていますか。
- 4 子供の意見と価値観を尊重するようにしていますか。
- 5 子供の言い分を頭から否定することなく、耳を傾けるようにしていますか。
- 6 子供が自分の考えを言ったり、言わなかったりする権利を認めていますか。
- 7 学力や能力などによって子供の人格に優劣をつけることなく、一人一人のよさを見るようにしていますか。
- 8 どの子供に対しても平等に明るく挨拶をしたり、声を掛けたりするようにしていますか。
- 9 子供が安心して、間違えたり、考えを変えたり、「分かりません」と言えるような雰囲気づくりに努めていますか。
- 10 子供の作文や日記の内容を、学級だより等に載せたり話題にしたりするときは、事前に本人に承諾を得ていますか。
- 11 「男は・・・」「女は・・・」と無意識のうちに性による区別をしないようにしていますか。
- 12 成績・集金の有無等の個人情報大切なプライバシーの一つとして、他に漏らさないように心掛けていますか。
- 13 いじられる方に問題があるのではなく、いじめそのものがよくないことだと毅然とした態度で接していますか。
- 14 どんな場合でも、体罰はいけないことを常に自分に言い聞かせていますか。
- 15 学校は人権教育を実践する場であると考え、行動していますか。
- 16 人権教育を実践するのは、自分だという自覚がありますか。

【石巻小学校／平成 30 年度作成】 ※令和 7 年一部改訂

職場について

- 1 やりがい・働きがいのある職場
- 2 安全で安心、快適な職場
- 3 元気で活気あふれる明るい職場
- 4 職員同士が相談し合い、支え合える職場
- 5 風通しのよい職場(自分たちの手で不祥事を出させない職場)



危機管理について

- 1 危機管理とは、「人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること」である。
- 2 危機管理意識があって初めて「知識」が生きてくる。
※危機管理意識とは、「ちょっと変だな?」「これで大丈夫かな?」という意識のことである。
※危機管理は、教職員の毎日の仕事であり、重要なことは、知識や制度ではなく、意識である。
- 3 「学校の常識」ではなく、「社会の常識」で判断する。
※人は起こしたことで非難されるのではなく、起こしたことに「どう対応したか」によって非難される。
- 4 危機管理／対応の心構えは、「さ・し・す・せ・そ」である。
※さ⇒最悪を想定して、し⇒慎重に、す⇒素早く、せ⇒誠意をもって、そ⇒組織で対応
- 5 問題行動や事故、クレームに、迅速・的確に情報を収集し、誠意をもって対応する。
※誠意とは、スピードである。
※後回しにするから事故やけがにつながる。

教職員の事故・不祥事防止について

- 1 過信／「大丈夫だろう」「なんとかなるのでは」「まさか(こうなるとは)」
- 2 油断／「いつもやっているから」「今までは何もなかった」「つい(うっかり)」
- 3 考えの甘さ／「大したことはない」「まだ深刻でない」



- 4 思い込み／「起きるはずがない」「もう既に解決していると思った」
- 5 無視・無関心／「見なかった(知らなかった)ことにしよう」「私には関係ない」

教員について

- 1 温故創新／本校の伝統を受け継ぎ・守るとともに、伝統を磨き・創り・伝えていくことに努力すること。
- 2 切磋琢磨／志を共有し、仲間同士が励まし合い、競い合って向上すること。
- 3 率先垂範／子供たちの先頭に立って物事を行い、模範を示すこと。
- 4 師弟同行／教員も子供も生活を一緒にし、同じ目的や方向で教育的実践を通して、共に学び合い、良好な人間形成に努めること。
- 5 対機説法／子供の発達段階や実態(能力や資質)にふさわしい方法や手段で教えること。

学級づくりについて

子供たちに信頼してもらえ教員になることが学級づくりの第一歩である。「先生に認めてもらいたい」「先生なら安心して話ができる」関係を築くとともに、子供一人一人を信じ、尊重する教員でありたい。

- 1 五感をフル稼働し、子供一人一人の思いや願い、悩みや不安をしっかり受け止めるとともに、学級全体の様子を把握したり、雰囲気を感じ取ったりできる感性豊かな教員を目指すこと。
 - 2 学級(集団)というのは、それぞれ個性を持っている子供が集まり、考え方や感じ方は「みんな違う」ことを浸透させること。
 - 3 本音や悩みなど何でも言える雰囲気づくりに努めるとともに、子供一人一人が互いに尊重し、思いやりをもって行動できる温かい人間関係を築くこと。
 - 4 子供一人一人に、活躍の場や認め合う場を与え、達成感や所属感を味わわせることで、「友達の役に立った」「学級のみんなに喜んでもらえた」など自己有用感を高めること。
 - 5 「教室はまちがうところ」「人は失敗して成長する」ことを伝え、寛容な心を育てること。
- ※真面目なこと・努力すること・挑戦することは「カッコいい」ということを様々な場面で教えること。
 ※ふざけること・からかうこと・ばかにすることは、「恥ずかしい」ということに気付かせること。

授業づくりについて

教員と子供たちとの信頼関係の上に授業は成立する。また、授業づくりの基盤は学級づくりである。

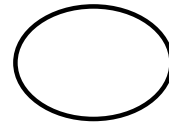
- 1 学校教育の中心は授業であり、授業の質は教材研究の質によって決まる。
- 2 よりよい授業づくりの条件(単元構想を含む)は、次の8つである。

☐ 目標は高からず	☐ 目標の明確化
☐ 内容は欲張らず	☐ 内容の精選化
☐ 方法は固定せず	☐ 方法の多様化
☐ 過程は急がず	☐ 指導の弾力化
☐ 個への配慮を大切に	☐ 指導の個別化
☐ 子供自身が進める	☐ 学習の個性化
☐ 表情は豊かに	☐ 授業の人間化
☐ 評価を生かす	☐ 評価の形成化
- 3 教科等にふさわしい服装と言語環境の一つとしての教員の言葉遣いに留意するとともに、授業時間を守る。
- 4 一貫した学習規律を確立する。＜学習の準備、挨拶(礼)、姿勢、話の聴き方や発表の仕方など＞

◇教員⇒すべての教員が、一貫した学習規律の意義や必要性を理解し、【石小スタンダード】の徹底を図る。

◇子供⇒学ぶ意欲や規範意識を高め、主体的な学習態度や自主性・自立心を育成する。
- 5 1単位時間の授業で意識したいことは、次の12個である。

☐ 「静と動」を組み合わせ、授業にメリハリをつけよ。
☐ 静かになってから話を始めよ。
☐ 物を使って、具体的に教えよ。
☐ 指示は明確に、発問は吟味せよ。
☐ 時間を与えよ。
☐ ペアやグループで活動させよ。
☐ 大事なことは、その場で繰り返せよ。
☐ 個と全体をバランスよく褒めよ。
☐ 自己省察の機会を持たせよ。
☐ 次の目標を持たせよ。
☐ 各種スター、日替わりスターをつくれ。
☐ 教員は、子供一人一人を主役にする役者になれ。



生徒指導について

- 1 生徒指導とは、「児童が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。

- 2 生徒指導は、一人一人の個性の発見と同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。その目的のためには一人一人が自己指導能力（自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力）を身に付けることが大切である。
- 3 生徒指導の実践上の視点として
 - 自己存在感の感受
 - 共感的な人間関係の育成
 - 自己決定の場の提供
 - 安全・安心な風土の醸成
- 4 ガイダンスとカウンセリング
主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援する。
- 5 発達支持的生徒指導
児童生徒に向き合う際の基本的な立ち位置、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、授業や行事等を通じた個と集団への働き掛けが大切にしていく。



ワークライフ&バランスについて

- 1 勤務時間の意識的な管理／時間を意識して効率的に業務を進めること。決められた時間内で最大限の成果を出せるよう工夫をしていく。
- 2 優先順位を決める／抱え込みすぎず、周りと協力して優先順位をつけること。
- 3 研修や自己研鑽の質の向上／自己省察に努め、なりたい自分の姿を持続けること。そのために必要なスキルや知識を習得できる研修に取り組むこと。
- 4 役割を果たす／自身の立場に応じた役割（経験、分掌）を、責任を持って果たすこと。このことが職場全体のワークエンゲージメントにつながる。
- 5 心身のリフレッシュ時間の確保／趣味の時間、家族との時間、一人の時間など、仕事を客観視し、心身を休ませる時間を意識的に確保する。質の良い睡眠も心掛けること。

その他

- 1 出勤簿や通信表の印鑑は、かけたものは使用しないこと。
⇒印鑑は、「自分」を表すもので、名前と同じように大切なものである。また、丁寧に押印すること。
- 2 教科等やそれぞれの学校行事に応じた服装で、授業や活動をする事。
⇒例えば、体育の授業、清掃活動、給食の時間等での雰囲気づくり、環境づくりは重要である。
- 3 子供の名前は、どんなときも「さん」を付けて呼ぶこと。
⇒子供一人一人の人格を尊重するとともに、男女の差別をなくし、温かく接すること。
- 4 何事にも全力で取り組み、時には子供の前で恥をかいたり、失敗したりして、共に成長しようとする姿を見せること。
⇒失敗したときや間違えたときは、子供に素直に謝ること。
- 5 子供と接するときは、三つの「あ」を心掛けること。
⇒「あせらず」「あわてず」「あきらめず」／人づくりは時間をかけること。
- 6 子供の思いや願い、言い分をしっかりと聞いてから対応すること。
⇒悪いことでも「なぜ、したのか」理由を聞く余裕をもつこと。
- 7 「名前＋挨拶＋会話」で心の距離を縮めること。
⇒例「〇〇さん、おはようございます。昨日の児童集会の司会、大きな声で分かりやすかったよ」
⇒例「〇〇さん、さようなら。今日の業間マラソン、一生懸命走る姿は素敵だったよ」
- 8 学校内外で知り得た子供一人一人の情報は、学級担任や学年部、あるいは全体で共有すること。
⇒アンテナを高く、ソナー（思いや願い、不安や悩み）を装備し、自ら情報収集をし、子供理解に努めること。
※アンテナ／行動や言葉遣い、態度など、ソナー／子供の思いや願い、不安や悩みなど
- 9 子供及び教職員の悪い情報ほど、管理職に迅速に「報告・連絡・相談」すること。
⇒人は起こしたことで非難されるのではなく、起こしたことに「どう対応したか」によって非難される。
- 10 教職員は、全校の子供たちの担任であるという意識で、一人一人に寄り添い、向き合うこと。
⇒「チーム石小・オール石小」を自覚すること。

